



平成 30 年 4 月 27 日

各位

会社名 株式会社ミライト・ホールディングス  
代表者 代表取締役社長 鈴木 正俊  
(コード番号 1417 東証第一部)  
問合せ先 取締役財務部長 桐山 学  
(電話番号 03-6807-3124)

会社名 株式会社 T T K  
代表者 代表取締役社長 土肥 幹夫  
(コード番号 1935 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長  
兼コンプライアンス室長 渡邊 裕二  
(電話番号 022-297-5111)

## 株式会社ミライト・ホールディングスと株式会社 T T K による 経営統合及び株式交換契約締結のお知らせ

株式会社ミライト・ホールディングス（以下「ミライト HD」）及び株式会社 T T K（以下「T T K」）は、本日開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に則った経営統合（以下「本経営統合」）を、ミライト HD を株式交換完全親会社、T T K を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）の方法により実施することを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換の実施は、ミライト HD においては平成 30 年 6 月 26 日、T T K においては平成 30 年 6 月 28 日開催予定のそれぞれの定時株主総会における特別決議による本株式交換契約の承認を条件として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日（予定））に先立つ平成 30 年 9 月 26 日に、T T K の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）市場第二部において上場廃止（最終売買日は平成 30 年 9 月 25 日）となる予定です。

### 記

#### 1. 本経営統合の経緯・目的等

##### (1) 本経営統合の経緯・目的

情報通信分野は、固定通信では光コラボレーションモデルの普及、移動通信では第 4 世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的な IoT 時代の到来に向けて新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020 年に向けた社会インフラの再構築等、事業環境は大きく変化しております。

ミライト HD を持株会社とする企業集団であるミライトグループ(以下「ミライトグループ」)は、平成 22 年の大明株式会社、株式会社コミュニチュア及び株式会社東電通の共同持株会社設立による経営統合、平成 24 年のグループの一体的な業務運営を進めるため、3 社の事業再編成(合併・商号変更)により現在に至っています。

この間、通信事業者の動きや事業環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として更なる成長・発展を期するために、平成 29 年度をスタートとする 4 ヶ年の第 3 次中期経営計画(平成 32 年度目標:売上高 3,400 億円、営業利益 170 億円、ROE 8%以上)を策定するとともに、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバル等多くの成長分野(フロンティアドメイン)を積極的に拡大する努力を続けてまいりました。

また、一方で営業効率向上による受注拡大、生産性の高い施工体制の構築、徹底した現場力強化により、市場での優位性の確保と経営基盤の拡充に継続して取り組み利益重視の事業運営を推進してまいりました。

T T K 及びそのグループ会社を含む企業集団である T T K グループ(以下「T T K グループ」)は、昭和 30 年に東北通信建設株式会社として設立され、昭和 50 年 5 月には東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。設立以降、「信頼される情報通信エンジニアリング会社」として、確かな技術力と創造力を生かし、21 世紀の豊かな情報化社会の実現に貢献し、企業価値・株主価値の向上を図るという経営の基本理念のもと、多数の協力会社とともに、60 年以上に亘って東北地方において主に情報通信設備の設計・施工・保守・コンサルティング等の実績を積み重ね、東北全 6 県で確固たる事業基盤を構築してまいりました。

また、T T K グループは、平成 29 年 5 月に発表した第 5 次中期経営計画(平成 29 年度～平成 31 年度)に基づき、従来事業の更なる生産性向上と業務の効率化により、売上と利益の最大化を図るとともに、光コラボ関連・環境土木工事・電気工事の 3 つの事業を「新たなコア事業」として、事業領域の拡大に取り組んでおります。

しかしながら、情報通信工事業界を取り巻く環境はこれまでより大きく変化しており、T T K グループが強みとする通信設備工事の大幅な需要増加が見込めない中、国土交通省が中心に推進している「電線類地中化計画」等の社会インフラ投資や IoT 関連のシステム投資等の需要は増加していくことが想定されており、このような事業環境の変化に対応し、情報通信工事業界における競争力の維持・向上を図るためには、固定通信網・移動体通信網を中心とする情報通信工事の更なる経営の効率化や競争力強化と、社会インフラ投資やシステム投資等の需要に応えた新たな事業分野の開拓が求められております。

T T K グループにおいては、既存の主力事業である情報通信設備工事に関して、これまでも継続的な経営の効率化や技術力の強化を図ることにより、東北全県域におけるネットワーク、豊富な工事实績を積み上げ、優秀な人材を獲得・育成してきた一方で、新事業分野の開拓については情報通信工事で培った技術、ノウハウを活かし、光コラボ関連・環境土木工事・電気工事の 3 つの事業を「新たなコア事業」として、事業領域の拡大に取り組んでいるものの、社会インフラ投資やシステム投資に関する需要やニーズは多種多様であり、いち早くノウハウを吸収し事業モデルとして早急に実現し事業基盤を確立していくことが経営課題であると考えております。

そのような中、両社は、「総合エンジニアリング&サービス会社」として積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めており、情報通信工事業界の大手3社の一角として全国規模の事業基盤を有し、太陽光発電設備の建設工事と運用・保守等のストックビジネス、ソフトウェア開発、アジアを中心とした海外事業、ドローンビジネス等情報通信工事以外を積極的に展開するミライトグループと東北地方においてブランド力、競争力を有するTTKグループが、同一の企業グループとして経営統合を図り、情報通信工事分野での融合・発展を図ることにより、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。また、本経営統合により、ミライトグループの有する情報通信工事以外のノウハウをTTKグループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の永続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断するに至りました。そして、ミライトグループとTTKグループが同一の企業グループとなるために強固な資本関係を構築し、同一の企業グループとして経営統合するにあたっては、ミライトHDが純粋持株会社であり、更なる純粋持株会社を設立することになる株式移転及び事業会社であるTTKと同一の法人となることとなる合併は適さない一方で、経営統合後における企業グループとしての機動的な意思決定と迅速な事業運営を可能とする体制とする必要性等の様々な点を勘案し、本株式交換による経営統合が最善の策であると判断するに至りましたので、本日、両社は、本経営統合の実施につき合意いたしました。

なお、TTKグループが東北地方を中心として長年に亘り情報通信工事会社として事業を継続、発展させてきたこと、また、TTKグループが主として情報通信設備に関する工事関連事業を通じて東北地方において地域に密着して重要な貢献をしてきたことから、本経営統合後においても、TTKグループは、TTKグループのブランド、地域性及び自主性を尊重しつつ、今後も事業展開することで、情報通信工事業界におけるミライトグループとTTKグループの市場競争力の向上に努めてまいります。

## (2) 本経営統合の基本方針

本経営統合は、ミライトグループとTTKグループが、同一の企業グループとして永続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出を目指すことを目的とするものであり、以下の事項を基本方針とします。

- ① ミライトHDは、TTKグループが東北地方において長きに亘り事業を継続、発展させてきたこと、また、TTKグループが主として通信設備に関する工事関連事業を通じて同エリアの地域に密着して重要な貢献をしてきたことに鑑み、同一企業グループとしての統一的ガバナンスのもと、TTKグループのブランド、地域性及び自主性を尊重すること
- ② ミライトHDは、TTKを、ミライトHDの直轄の事業会社と位置づけるものとし、ミライトHD及びTTKは、上述の基本方針を前提として、両社対等の精神をもって、事業上の技術、ノウハウ、それぞれが展開している事業に関する情報共有その他本経営統合を基としたシナジー発揮のために、必要な人材・資源その他のリソースを、相互に、最大限提供すること

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

定 時 株 主 総 会 基 準 日 (両社)	平成 30 年 3 月 31 日
本株式交換契約締結に係る取締役会決議日 (両社)	平成 30 年 4 月 27 日 (本日)
本 株 式 交 換 契 約 締 結 日 (両社)	平成 30 年 4 月 27 日 (本日)
本株式交換契約承認日時株主総会開催日 (ミライト HD)	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)
本株式交換契約承認日時株主総会開催日 (T T K)	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
最 終 売 買 日 (T T K)	平成 30 年 9 月 25 日 (予定)
上 場 廃 止 日 (T T K)	平成 30 年 9 月 26 日 (予定)
本株式交換の実施予定日 (効力発生日)	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記日程については、本株式交換に関して必要となる国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、両社が協議し合意の上、必要に応じて変更することがあります。

### (2) 本株式交換の方式

ミライト HD を株式交換完全親会社、T T K を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、両社それぞれの定時株主総会において本株式交換契約が承認されること、及び、関係当局の許認可等を得られることを前提としております。なお、本株式交換により、T T K の株主には、本株式交換の対価として、ミライト HD の普通株式が割り当てられる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライト HD (株式交換完全親会社)	T T K (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.47

(注 1) 株式の割当比率

T T K の普通株式 1 株に対して、ミライト HD の普通株式 0.47 株を割当交付いたします。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

ミライト HD は、本株式交換に際して、本株式交換によりミライト HD が T T K の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の T T K の株主の皆様に対し、ミライト HD の普通株式 9,789,978 株 (予定) を割当交付する予定です。また、ミライト HD が交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式 2,000 千株 (予定) を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミライト HD の単元未満株式 (100 株未満の株式) を保有することとなる T T K の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度 (100 株未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ミライト HD の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライト HD に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度 (100 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及びミライト HD の定款の規定に基づき、ミライト HD の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライト HD に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元 (100 株) となる数のミライト HD の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ミライト HD の 1 株に満たない端数の交付を受けることとなる T T K の株主の皆様

に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、ミライト HD が当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

T T K は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 剰余金の配当に関する取扱い

ミライト HD 及び T T K は、ミライト HD が、平成 30 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 18 億円を限度として、また、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 18 億円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、T T K が、平成 30 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 5 億円を限度として、また、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 2 億円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除いては、ミライト HD 及び T T K は、本日以降、本株式交換の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。)の決議を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ミライト HD 及び T T K は、本株式交換に用いられる上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」)の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ミライト HD はみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)を、T T K は野村証券株式会社(以下「野村証券」)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ミライト HD 及び T T K は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ミライト HD 及び T T K は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

ミライト HD は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、ミライト HD 及び TTK から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定いたしました。なお、みずほ証券は、ミライト HD 及び TTK の関連当事者には該当せず、ミライト HD 及び TTK との間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、ミライト HD 及び TTK の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析したうえで、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用して算定を行いました。

なお、各評価方法による TTK の普通株式 1 株に対するミライト HD の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.36～0.37
類似企業比較法	0.21～0.49
DCF 法	0.38～0.54

なお、市場株価基準法では、平成 30 年 4 月 26 日（以下「算定基準日」）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券が DCF 法の前提とした両社の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確且つ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としております。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはな

く、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いております。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っておりません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成もしくは調整されたことを前提としております。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析もしくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としております。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券がミライトHDの依頼により、ミライトHDの取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としミライトHDに提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、TTKは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、ミライトHD及びTTKから独立した第三者算定機関である野村證券を選定いたしました。なお、野村證券は、ミライトHD及びTTKの関連当事者には該当せず、ミライトHD及びTTKとの間で重要な利害関係を有しません。

野村證券は、ミライトHDについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成30年4月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるミライトHD株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び算定基準日終値を基に分析しております。）を、またミライトHDには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

TTKについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成30年4月26日を基準日として、東京証券取引所市

場第二部におけるTTK株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、またTTKには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ミライトHD株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.36～0.37
類似会社比較法	0.28～0.37
DCF法	0.40～0.54

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成30年4月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ミライトHD及びTTKの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたミライトHD及びTTKの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、ミライトHDはTTKの完全親会社となることから、完全子会社となるTTKの普通株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準により、所定の手続を経て平成30年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、TTKの普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてTTKの株主の皆様へ割り当てられるミライトHDの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、ミライトHDの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元

未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式をミライトHDから買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要については、上記2.(3)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

#### (4) 公正性を担保するための措置

ミライトHD及びTTKは本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

ミライトHDは、ミライトHD株主のために、ミライトHD及びTTKから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ミライトHDは、みずほ証券から、本株式交換比率がミライトHDの株主にとって財務の見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、TTKは、TTK株主のために、ミライトHD及びTTKから独立した第三者算定機関である野村証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、TTKは、野村証券から、本株式交換比率がTTKの株主にとって財務の見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

ミライトHDは、本株式交換の法務アドバイザーとして、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ミライトHD及びTTKとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、TTKは、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI 総合法律事務所は、ミライトHD及びTTKとの間で重要な利害関係を有しません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

ミライトHDとTTKの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別の措置を講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社ミライト・ホールディングス	株式会社T T K
(2) 所 在 地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	仙台市若林区新寺一丁目2番23号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊	代表取締役社長 土肥 幹夫
(4) 事業内容	電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事に関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務	電気通信設備、電気設備、消防設備及びこれらの付帯設備の建設、保存及び修理加工、土木、建築その他工作物の建設、保存及び修理加工並びに情報処理に関する業務等
(5) 資本金	7,000百万円	2,847百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成22年10月1日	昭和30年2月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	85,381,866株	21,226,071株
(8) 決 算 期	3月31日	3月31日
(9) 従 業 員 数	9,010名(連結) (平成30年3月31日現在)	930名(連結) (平成29年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	純粋持株会社につき、当該事項はありません。	東日本電信電話株式会社 (NTT東日本) 株式会社NTTドコモ
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行	株式会社七十七銀行 株式会社みずほ銀行 みずほ信託銀行株式会社
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	住友電気工業株式会社 19.01% 日本トラスティ・サービス 5.58% 信託銀行株式会社(信託口) 日本マスタートラスト信託銀行 4.38% 株式会社(信託口) 住友電設株式会社 2.91% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 2.75% (常任代理人株式会社みずほ銀行) (平成30年3月31日現在)	第一生命保険株式会社 4.91% ASM CONNAUGHT HOUSE 4.88% FUND LP(常任代理人株式会社みずほ銀行) 日本生命保険相互会社 4.80% 株式会社七十七銀行 4.66% T T K従業員持株会 3.85% (平成29年9月30日現在)

(13) 当事会社間の 関 係						
資 本 関 係	本日現在、ミライトHDの完全子会社である株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーは、TTK株式をそれぞれ201千株、195千株保有しております。 本日現在、TTKはミライトHD株式を289千株保有しております。					
人 的 関 係	該当ありません。					
取 引 関 係	ミライトHDの完全子会社である株式会社ミライトとそのグループ会社、及び、株式会社ミライト・テクノロジーとそのグループ会社は、TTK及びTTKのグループ会社と取引関係がありますが、取引額は僅少であります。					
関連当事者への該当状況	該当ありません。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決 算 期	ミライトHD (連結)			TTK (連結)		
	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期
連 結 純 資 産	126,599	128,837	140,744	17,642	18,032	18,281
連 結 総 資 産	194,978	218,053	236,480	26,314	27,274	27,242
1株当たり 連結純資産(円)	1,511.74	1,570.53	1,733.14	856.03	874.51	905.28
連 結 売 上 高	269,537	283,236	312,967	35,500	34,416	33,260
連 結 営 業 利 益	6,127	10,061	16,715	1,142	1,189	1,379
連 結 経 常 利 益	6,735	10,590	17,838	1,223	1,277	1,475
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,631	6,437	11,504	639	695	779
1株当たり連結当期純利益 (円)	44.65	79.81	145.41	32.01	34.84	39.06
1株当たり 配当金(円)	30.00	30.00	35.00	18.00	18.00	23.00

(注1) 平成29年12月31日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位：百万円。ただし、特記しているものを除きます。

#### 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社ミライト・ホールディングス
(2)	所 在 地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊
(4)	事 業 内 容	電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事に関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務
(5)	資 本 金	7,000 百万円
(6)	決 算 期	3月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、ミライト HD の連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点では未定です。

#### 7. 今後の見通し

本株式交換によるミライト HD の連結業績に与える影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以 上